

経営者のための

# 銀行交渉術 と最新税務情報



第 117 号

令和 4 年 8 月 30 日 (火)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江 4 丁目 11 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

## ■ 成年年齢引下げに伴う贈与税・相続税について ■

平成 30 年 6 月 13 日、民法の成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律「民法第 4 条、年齢 18 歳をもって、成年とする。」が成立し、令和 4 年 4 月 1 日から施行されました。我が国における成年年齢は、明治 9 年以来、20 歳とされてきましたが、

近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢などが 18 歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18 歳、19 歳の方を大人として扱うという政策が進められてきました。こうした政策を踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても、18 歳以上の人を大人として取り扱うのが適当ではないかという議論がされるようになりました。世界的にも、成年年齢を 18 歳とするのが主流であり、成年年齢を 18 歳に引き下げるとは、18 歳、19 歳の若者が自らの判断によって人生を選択することができる環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を有するものと考えられています。成年年齢の 20 歳から 18 歳に引き下げに伴い、贈与税・相続税の規定における 20 歳を基準とする要件についても 18 歳に引き下げる税制改正が行われています。贈与・相続等の時期によって、受贈者や相続人等の年齢に関する要件が異なっていますので、具体的な事例で確認してみましょう。

### 問 1

令和 4 年 2 月に直系尊属から現金 2,500 万円の贈与を受けました。同年 6 月には 19 歳になりますが、この贈与について相続時精算課税の適用を受けることは可能ですか。

### 回答

贈与の日は令和 4 年 3 月 31 日以前であり、受贈者の年齢はその年 1 月 1 日において 18 歳となるため、相続時精算課税の適用を受けることはできません。したがって、暦年課税により贈与税額を計算して申告することとなります。※ 令和 4 年 4 月 1 日以後に受けた贈与については相続時精算課税の適用を受けることができます。

### 問 2

祖母から令和 4 年 3 月に現金 600 万円を、同年 7 月に現金 600 万円の贈与を受けました。同年 8 月に私は 19 歳になりますが、適用される贈与税率はどのようになりますか。

### 回答

受贈者の年齢はその年 1 月 1 日において 18 歳となります。したがって、3 月に受けた贈与については、一般税率の適用となりますが、7 月に受けた贈与については、他の要件を満たせば、特例税率を適用することができます。

### 問 3

受贈者は 19 歳ですが、令和 4 年中に、祖父から非上場株式の贈与を受け、事業承継税制（租税特別措置法 70 の 7 の 5）の適用を受けようと考えていますが、適用を受けることは可能ですか。

### 回答

贈与の日が令和 4 年 3 月 31 日以前の場合はこの制度の適用を受けることはできませんが、贈与の日が令和 4 年 4 月 1 日以後の場合で、他の要件を満たすときは適用を受けることができます。